

令和 3 年 第 7 回

南関町議会 12 月定例会会議録

開会 令和 3 年 12 月 6 日

閉会 令和 3 年 12 月 8 日

熊本県南関町議会

1 2月6日 (月)

(第1日目)

令和3年第7回南関町議会定例会（第1号）

令和3年12月6日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
8番 打 越 潤 一 君
9番 鶴 地 仁 君
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議案第59号 南関町役場の位置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第60号 南関町課設置条例及び南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第61号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第62号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第63号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第64号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第65号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第66号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第67号 令和3年度南関町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第13 議案第68号 令和3年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第69号 令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第15 議案第70号 令和3年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第71号 令和3年度南関町下水道事業補正予算(第3号)について

- 日程第17 議案第72号 工事請負契約の締結について
 日程第18 議案第73号 工事請負契約の変更について
 日程第19 議案第74号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第20 議案第75号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第21 議案第76号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第22 議案第77号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第23 議案第78号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第24 議案第79号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第25 議案第80号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第26 議案第81号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第27 議案第82号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第28 議案第83号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第29 議案第84号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第30 委員会提出議案第2号 南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第31 一般質問

- ① 5 番議員 ② 1 1 番議員 ③ 7 番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 番 西 田 恵 介 君 | 2 番 北 原 浩 一 郎 君 |
| 3 番 中 村 正 雄 君 | 4 番 立 山 比 呂 志 君 |
| 5 番 杉 村 博 明 君 | 6 番 井 下 忠 俊 君 |
| 7 番 立 山 秀 喜 君 | 8 番 打 越 潤 一 君 |
| 9 番 鶴 地 仁 君 | 11 番 境 田 敏 高 君 |
| 12 番 橋 永 芳 政 君 | |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町	長	佐藤安彦君	税務住民課長	東田彰夫君
副町	長	大木義隆君	福祉課長	田中龍城君
教育	長	谷口慶志郎君	経済課長	田口明君
総務課	長	古澤平君	建設課長	嶋永健一君
会計管理者		竹崎俊一君	教育課長	赤木二三也君
まちづくり課	長	坂田浩之君		

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	橋本清孝君	書記	福山尚樹君
--------	-------	----	-------

開会 午前10時00分

—————○—————

- 議長（橋永芳政君） 起立。礼。おはようございます。着席。
ただいまから令和3年第7回南関町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
議事日程等は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（橋永芳政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、8番議員、9番議員を指名
します。

—————○—————

日程第2 会期決定について

- 議長（橋永芳政君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期については、本日から12月8日までの3日間にしたいと思います
が、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から12月8日までの3日間とすることに決定
しました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告について

- 議長（橋永芳政君） 日程第3、諸般の報告を行います。
報告の第1点は、例月出納検査報告及び令和3年度財政援助団体等の監査結果につ
いてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第14条の規定によって、
監査委員繁松哲也君、打越潤一君より令和3年度8月分、9月分、10月分の出納検
査結果及び令和3年度財政援助団体等の監査結果について報告がなされています。
内容については、その写しを御手元に配布していますので、これを省略します。
報告の第2点は委員会報告についてです。広報常任委員会委員長より、委員会の研修
報告書が提出されていますので報告を求めます。広報常任委員会委員長、中村正雄君。

○3番議員（中村正雄君）

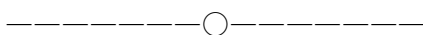
委員会研修報告書。南関町議会議長、橋永芳政様。
広報常任委員会委員長、中村正雄。
議員研修の概要を下記のとおり報告します。
日時：令和3年11月4日9時半から12時半。

場所：オンライン形式で議員控室にて参加。

出席者：中村正雄、西田恵介、北原浩一郎、橋本清孝局長。

内容：令和3年度町村議会広報研修会にオンラインで参加しました。

始めに演題「そろそろ化けませんか！！～創意、熱意の取組に学ぶ～」で、議会広報ファシリテーター熊本大学客員教授の越地信一氏より講義を受けました。全国コンクールの上位10位のうち7点は昨年と同じ町村で、レベルの継承が来ている。傾向として、①住民と共に考える姿勢の徹底、②行政広報との違いが鮮明、③秀でる企画力と編集力があるなど事例を交えてわかりやすい解説がありました。次に「議会広報クリニック」に移り、グループ内の五つの町村の議会だよりを実際にクリニックしました。各々の町村及び審査委員で事前審査した結果を元にディスカッションが行われました。南関町議会だよりについての好評価点は、左開きで全ての文章が横書きで統一しておりとても読みやすい、全ページカラーで全体的に文字が太く、写真イラストが多用されて読みやすい、表紙の写真が最終ページの特集記事に連動して、読者がページを開くようにうまく誘導されている。一方改善点として、読むのに少し疲れる印象がある、周囲の余白を広くしたりした方がいい、議案審議が議案の解説となっており審議内容が少ない。委員会研修の内容が、行政広報的になっているものがある、議会視点での差別化などの指摘がありました。具体的に指摘された内容を含め、住民の期待に応え、もっと読んでもらえる議会だよりを目指し、今後の誌面作りに反映していきます。以上です。



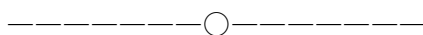
○議長（橋永芳政君） ここで、町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様改めましておはようございます。

令和3年第7回南関町議会定例会の開会において、南関町役場の位置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、令和3年度補正予算案、その他諸議案の御審議をお願いする当たり、一言御挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。12月2日木曜日に、事業者からの通報があり、鳥インフルエンザの疑いがあることが確認され、町にも県からの連絡が入ったため、初動防疫への対策のために2日午後4時45分に対策本部を設置し、第1回目の本部会議を開催いたしました。3日金曜日、午前4時に高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査で陽性が確定し、県・町職員を中心に関係団体の協力の中で6万6,225羽の殺処分が開始され、24時間以内とある4日土曜日の午前4時まで全ての殺処分が完了しました。また、疑似家畜の確定から72時間以内とされる防疫措置終了についても、目標である昨日の午前10時8分までの約54時間で無事終了しましたが、その後21日間は移動制限、消毒ポイントの設置が継続されることにな

ります。なお、3日金曜日、午前9時から、私と田口課長の2名で西豊永区公民館で開催された住民説明会に出席、4日土曜日には、埋設地周辺世帯等へ私、橋永議長、田口課長の3人で直接伺って、皆様の不安や御意見・御要望をお聞きしましたので、住民の皆様の不安が解消できるように県や関係機関と連携して問題解決に当たるとともに、徹底した再発防止に努めて参りたいと思います。ここで改めて、御協力・御支援をいただきました多くの方に衷心より御礼を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。さて、今年一年を振り返ってみますと、昨年引き続き、新型コロナウイルス感染症が全国に拡大し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令される中で、国内経済や国民の日常生活等にも大きく影響した年であり、南関町においても、全ての生産活動や、町民の皆様方の生活にも御苦勞・御心配をお掛けした厳しい年であったと思います。このような中で、2回目までのワクチン接種については、町内外の医療機関や玉名郡医師会の御理解と御協力により、希望される全ての方の接種がほぼ完了していますが、若年層の接種が少し低いような状況でありますので、引き続きワクチン接種を推進するとともに、今後計画されている3回目の接種にも迅速な対応ができるよう準備して参ります。また、新たな変異株として、既に40以上の国・地域で感染が確認されている「オミクロン株」が注目されていますが、今年の冬はインフルエンザの流行も危惧されていますので、町民の皆様方には、新型コロナウイルス感染症と併せて、できる限りの対策・支援を行って参りたいと考えております。災害関連においては、梅雨明けの8月11日から18日までの8日間で総量911ミリ、12日から13日の24時間雨量が328ミリと8月としては記録的なものとなり、昨年続き甚大な災害が発生し、激甚災害にも指定されることとなりました。ただし、令和2年の7月豪雨との違いは、短時間に集中した豪雨ではなかったために、河川の増水等が急激ではなかったと思われ、被害件数も少ない件数で収まったものと思われませんが、集中豪雨や災害は毎年発生するような状況となってきておりますので、町民の皆様が安全・安心で心豊かに暮らしていただけるように、現在事業を進めている防災行政無線のデジタル化、災害ハザードマップの作成など、これまで以上の危機管理体制を執っていきたいと思います。また、大規模太陽光発電事業が進められている中で、土砂の流出・河川の氾濫に伴い、関係者の皆様には大変な御心配をお掛けしたと思いますが、関係企業・地元関係者・町との協定も締結出来ておりますので、今後は、しっかりとした対策を図るとともに、町独自の条例制定を進めていきたいと考えております。町の明るい話題では、東京2020パラリンピックで、南関町出身で町民栄誉賞第1号の浦田理恵さんが選手団の副主将として開会式で素晴らしい感動的な選手宣誓を行われるとともに、選手としても大活躍の中で、見事銅メダルを獲得され、記憶と記録に残るものとなりました。改めて、浦田理恵さんの活躍を誇りに思うとともに、栄誉を称えたいと思います。また、女子プロゴルフ界では、大里桃子さんが5月に通算2勝目を挙げられるなど年間を通して安定した活

躍をされ、町民の皆様もテレビからではありますが、応援される機会がたくさんあったのではないかと思います。町内の動きの中では、新庁舎等建設工事も最終段階となり、予定通り12月末の完成となりますが、工事期間中は特に御迷惑をおかけした近隣地域の皆様には感謝を申し上げますとともに、工事に関係された全ての方に御礼を申し上げる次第であります。今後の日程としては、12月28日火曜日に、現庁舎での仕事納め式に併せた閉庁式を、新年1月4日火曜日に、新庁舎での仕事始めの式と併せた開庁式を計画しており、御来賓や関係者をお招きしての新庁舎落成式は、1月15日土曜日、午前10時から開催することとしております。南関町の新しいスタートとなる記念すべき式典でもありますので、コロナ禍ではありますが、出来る限りの対応をさせていただきたいと考えております。庁舎建設などのハード面に対し、今後のまちづくりのソフト面の一つとして大きな役割を果たすことになるのが、南関版コンパクトシティ構想にも繋がる「南関町地域未来構想・基本計画」であり、現在、町民の皆様をはじめ、南関町に関心を持ちの方を対象としてワークショップを開催しております。第1回目となった11月5日の若者編では、30人の募集に対し36人が参加され、11月18日、19日の校区别編でも両日50人ほどの方に参加いただき、活発な討論がなされており、まちづくりに対する関心の高さと必要性が確認出来ているところであります。今後は、12月16日にモデル地区編を開催する計画となっておりますが、町民の皆様方が直接まちづくりの計画に携わり、その計画を実行に移していただくことができれば、これまでにない、本当の意味でのまちづくりになるのではないかと考えており、町としても、参加者の皆さんと一緒に、今後の南関町のことを考えていきたいと思っております。以上、現在の状況等も含めてお話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、南関町役場の位置に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてのほか条例等の一部改正についてが7件、令和3年度一般会計補正予算についてのほか各特別会計の補正予算についてが4件、工事請負契約の締結についてが2件、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてが11件を提案しています。特に、一般会計補正予算は、福祉課・児童福祉総務費の「子育て世代への臨時特別給付金」5,950万円、経済課・農地費の「ため池ハザードマップ調査計画業務委託料」4,800万円、林地施設災害復旧費の「工事請負費・現年災分」が2,449万8,000円、建設課・農地等災害復旧費の「工事請負費・現年災分」が1億5,241万6,000円、河川等災害復旧費の「工事請負費・現年災分」9,719万9,000円、など、4億45,413,000円を増額し、一般会計の総額を78億80,717,000円としているところであります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。定例会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。南関町議会第17期の議員の皆様とは定例会としては最後になりますが、よろしくお願いたします。



○議長（橋永芳政君） お諮りします。

日程第4、議案第59号から日程第30、委員会提出議案第2号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

[「異議なしと呼ぶ者あり」]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第59号から日程第30、委員会提出議案第2号までの議案を一括上程することに決定しました。

○議長（橋永芳政君） 議案は御手元に配付してあります。議案名を事務局長に朗読させますので、確認をしてください。議会事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、日程第4、議案第59号から日程第30、委員会提出議案第2号までの議案名を読み上げます。

[議案名朗読]

日程第4 議案第59号 南関町役場の位置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第60号 南関町課設置条例及び南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第61号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第62号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第63号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第64号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第65号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第66号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第67号 令和3年度南関町一般会計補正予算(第3号)について。

日程第13 議案第68号 令和3年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第14 議案第69号 令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

- 日程第 15 議案第 7 0 号 令和 3 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 16 議案第 7 1 号 令和 3 年度南関町下水道事業補正予算(第 3 号)について。
- 日程第 17 議案第 7 2 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 18 議案第 7 3 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 19 議案第 7 4 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 20 議案第 7 5 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 21 議案第 7 6 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 22 議案第 7 7 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 23 議案第 7 8 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 24 議案第 7 9 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 25 議案第 8 0 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 26 議案第 8 1 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 27 議案第 8 2 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 28 議案第 8 3 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 29 議案第 8 4 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 30 委員会提出議案第 2 号 南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 配付漏れ等ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

ここで、議案の提案理由の説明を行わない職員は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、退室してください。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。担当職員は、順次説明をしてください。総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第59号議案、南関町役場の位置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由につきましては、役場庁舎及び保健センターの移転に伴い、関係条例中のそれぞれの所在地番の変更を行う必要があるためでございます。次ページをお願いいたします。第1条で、南関町役場の位置に関する条例中、「熊本県玉名郡南関町大字関町1316番地」を「熊本県玉名郡南関町大字関町64番地」に改め、第2条で、南関町消防団の位置等に関する条例の条例中、「南関町大字関町1316番地」を「南関町大字関町64番地」に改め、第3条で、南関町保健センター設置及び管理に関する条例中、「南関町大字小原1,857番地」を「南関町大字関町64番地」に改め、第4条で、南関町地域包括支援センター設置に関する条例中、「南関町大字小原1,857番地」を「南関町大字関町64番地」に改めるものでございます。附則でこの条例は、令和4年1月4日から施行するとしております。以上で、提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。続きまして、第60号議案、南関町課設置条例及び南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由は、第六次南関町行政改革大綱に係る組織再編に伴う関係条例の改正でございます。次ページをお願いいたします。第1条で、南関町課設置条例第1条に、第7号、健康推進課を加え、第2条に第7号、健康推進課ア・保健、予防に関する事項、イ・介護保険に関する事項を加え、第2条で、南関町議会委員会条例の第2条第1号に、エ・健康推進課の所管に関する事項を加え、附則でこの条例は令和4年1月4日から施行するとしております。以上で提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。第61号議案、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由につきましては、地方公務員法第27条の趣旨に添い、管理職員特別勤務手当を適正なものにするためでございます。次ページをお願いいたします。南関町一般職の職員の給与に関する条例第12条の2第2項に、前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。を加え、第12条の2、第3項に、管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。第1号、第1項に規定する場合、これは週休日等の場合、同項の勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲において、規則で定める額、規則で4,000円までと規定してあります。当該勤務に従事する時間等を考慮して、規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額、規則で6時間を超えた場合6,000円と規定してあります。第2号、前項に規定する場合、同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において、規則で定める額、規則で4,0

00円までと規定しております。附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の南関町一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用するものとしております。以上で、提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 第62号議案、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。提案理由としまして、地方税法施行令の一部改正に伴い、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるためでございます。今回の改正概要としまして、未就学児の被保険者均等割額を2分の1にするものです。次のページをお願いします。改正分について御説明申し上げます。そのページ、中ほどにおいて、対象者を未就学児とする旨を明記し、(1)では、基礎課税額の均等割額について、次の(2)において、後期高齢者支援金等課税額の均等割額について、それぞれ2分の1にする旨を明記しております。次のページをお願いします。附則において、施行期日を令和4年4月1日としております。以上で、国民健康保険税条例の改正内容の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君）

提案理由の説明が終わりました税務住民課長は、退室してください。福祉課長。

○福祉課長（田中龍城君）

第63号議案、南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。提案理由は、健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の支給額が変更となり、条例の一部を改正する必要があるためでございます。次のページをお開きください。南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例、南関町国民健康保険条例(昭和36年条例第9号)の一部を次のように改正する。第5条1項中、「40.4万円」を「40.8万円」に改め、同項ただし書中「1.6万円」を「1.2万円」に改めるものでございます。内容としましては、出産育児一時金は、現在42万円が支払われております。そのうち、分娩に関して発症した重大被害に対して、国家的規模での補償に対応するため、産科医療制度掛金が1万6,000円含まれております。その掛金を1万2,000円に引き下げるものでございます。一方、掛金の引下げに伴い、出産育児一時金は、支給額が下がることとなりますが、少子化対策の観点から、現行どおり42万円に据え置くというものでございます。附則としまして、この条例は、令和4年1月1日から施行するものと定めるものでございます。以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。続きまして、第64号議案、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。提案理由は、国が定める放課後児童

健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、条例の一部を改正する必要があるためでございます。次のページをお開きください。南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年条例第7号)の一部を次のように改正する。第10条3項中、「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加えるものでございます。放課後児童支援認定研修の受講機会の拡大を図るため指定都市の長のみ研修を行うことが出来ていたものを中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施することができるものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものと定めるものでございます。以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。続きまして、第65号議案、南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。提案理由は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に基づき、条例の一部を改正する必要があるためでございます。次のページをお開きください。南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第5号)の一部を次のように改正する。内容につきましては、第4章、雑則53条を追加するもので、保育所等の事業者の業務負担軽減等を図る観点から、事業者等における書面等の作成、保存等について電磁的記録、デジタル方式での記録による対応も可能である旨を規定するもの、また、事業所等による利用者への電磁的方法による書面等の提供が可能である旨を規定し直すとともに、利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、利用者への同意の取得についても、電磁的方法によることができる旨を規定するものでございます。附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものと定めるものでございます。以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。続きまして、第66号議案、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。提案理由は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、条例の一部を改正する必要があるためでございます。次のページをお開きください。

南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。南関町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第6号)の一部を次のように改正する。内容につきましては、第6章、雑則、第49条を追加するもので、家庭的保育事業者等及び職員は、現在、文書書類等は書

面等により保存することが規定されております。そのため、家庭的保育事業者等の業務的負担軽減を図る観点から、事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的記録、デジタル方式での記録による対応も認めることを明確化したものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものと定めるものでございます。以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第67号議案、令和3年度南関町一般会計補正予算(第3号)につきまして御説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億4,541万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億8,071万7,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン、3回目の接種に係る予防費の補正及び子育て支援に係る給付金並びに8月豪雨による災害復旧工事に係る補正が主な内容でございます。2ページをお願いいたします。歳入についての補正額の一覧でございます。1款町税は2項固定資産税を9,087万7,000円減額し、7億4,603万3,000円とし、総額を12億316万5,000円とするものです。10款地方特別交付金は、2項、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に8,531万2,000円を追加し、総額を9,051万2,000円とするものでございます。13款分担金及び負担金は、1項分担金に150万円を追加し、266万2,000円とし、2項負担金に42万5,000円を追加し、2,958万6,000円とし、総額を3,224万8,000円とするものでございます。15款国庫支出金は1項国庫負担金に1億1,077万2,000円を追加して、6億1,430万4,000円とし、2項国庫補助金に9,665万6,000円を追加して4億710万9,000円とし、3項国庫委託金に13万2,000円を追加し、198万円とし、総額を10億2,339万3,000円とするものでございます。16款、県支出金は1項県負担金に574万5,000円を追加して、2億7,578万2,000円とし、2項県補助金に1億8,409万6,000円を追加して、6億3,791万5,000円とし、3項県委託金を1万2,000円減額し、5,681万5,000円とし、総額を9億7,051万2,000円とするものでございます。18款寄附金は1項寄附金に2,080万円を追加し、1億6,240万円とするものでございます。19款繰入金金は1項基金繰入金を3,122万9,000円減額し、2億3,293万4,000円とするものでございます。21款諸収入は、4項雑入に1,269万3,000円を追加して、2,918万2,000円とし、総額を2億3,293万4,000円とするものでございます。22款町債は1項町債に4,940万円を追加して、14億6,488万3,000円とするものでございます。歳入合計は補正前の74億3,530万4,000円に補正額4億4,541万3,000円を追加して、78億8,071万7,000円とするもの

でございます。3ページをお願いします。歳入でございます。

1款議会費は1項議会費を228万1,000円減額し、7,950万5,000円とするものでございます。2款、総務費は1項総務管理費に3,225万8,000円を追加して、19億2,144万9,000円とし、2項徴税費に16万5,000円を追加して、1億2401万1,000円とし、4項選挙費を284万9,000円減額し、3,738万8,000円とし、5項統計調査費を2万4,000円減額して、498万6,000円とし、6項監査委員費を19万2,000円減額して、116万2,000円とし、総額を20億9,681万5,000円とするものでございます。3款民生費は、1項社会福祉費に2,908万5,000円を追加し、12億6,687万7,000円とし、2項児童福祉費に6,265万5,000円を追加して、6億274万8,000円とし、総額を18億6,962万5,000円とするものでございます。4款衛生費は1項保健衛生費に3,356万6,000円を追加して、3億5,875万円とし、総額を5億8,029万2,000円とするものでございます。5款農林水産業費は1項農業費に4,868万1,000円を追加して3億3,473万円とし、2項林業費に154万8,000円を追加し、2,902万5,000円とし、総額を3億6,375万5,000円とするものでございます。7款土木費は1項土木管理費に49万6,000円を追加し、7,693万6,000円とし、2項道路橋梁費に423万4,000円を追加して、2億1,335万7,000円とし、4項住宅費に57万2,000円を追加し、1億33万円とし、5項下水道費に26万8,000円を追加し、1億250万7,000円とし、6項、浄化槽整備推進事業費に69万3,000円を追加し、4,177万9,000円とし、総額を5億5,866万9,000円とするものでございます。8款消防費は1項、消防費に54万4,000円を追加して、2億5,569万3,000円とするものでございます。9款教育費は1項教育総務費に26万2,000円を追加して、6,456万4,000円とし、2項小学校費に101万2,000円を追加して1億1,584万9,000円とし、3項中学校費に10万2,000円を追加して9,514万1,000円とし、4項社会教育費に138万7,000円を追加して1億6,463万6,000円とし、5項保健体育費に10万1,000円を追加して8,907万2,000円とし、総額を5億2,926万2,000円とするものでございます。10款災害復旧費は1項農林水産施設災害復旧費に1億8,429万4,000円を追加し、4億4,921万5,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費に9,911万9,000円を追加し、1億5,006万8,000円とし、総額を6億1,390万4,000円とするものでございます。11款公債費は1項公債費を5,075万2,000円減額し、8億570万4,000円とするものでございます。12款予備費は1項予備費に46万9,000円を追加して、1,422万7,000円とするものでございます。歳出合計は補正前の74億3,530万4,000円に補正額4億4,541万3,000円を追加し、78億8,071万7,000円とするものでございます。

5 ページをお願いします。第2表は、繰越し明許費でございます。

5 款農林水産費、1 項、農業費、農業ため池ハザードマップ作成業務費として4,800 万。2 項林業費の林道柿原線改良事業費として234 万7,000 円。

7 款土木費、2 項、道路橋梁費の道路新設改良事業費として4,375 万8,000 円。

10 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費の令和2 年災分を2 億3,159 万8,000 円。令和3 年災分を1 億5,241 万7,000 円。

林業施設災害復旧費の令和3 年災分を2,449 万8,000 円。2 項公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業費の令和3 年災分を1 億1,084 万8,000 円繰り越すものでございます。6 ページをお願いします。第3表は債務負担行為の補正でございます。道路維持工事費の令和4 年度の限度額を1,880 万とし、火葬場業務委託料の令和4 年度から令和6 年度までの限度額を3,298 万1,000 円とするものでございます。7 ページ。第4表は地方債の補正でございます。災害復旧事業の起債の限度額を4,940 万円を追加して、8,630 万円とするものでございます。8 ページと9 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。

10 ページをお願いします。歳入の内訳でございます。主なものについて説明をいたします。1 款町税、2 項一目固定資産税、1 節現年課税分を決算見込みにより4,270 万7,000 円減額し、2 節、滞納繰越し分を決算見込みにより4,817 万減額するものでございます。10 款地方特例交付金。2 項1 目1 節、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として8,531 万2,000 円を追加するものです。11 ページ。15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費国庫負担金、1 節保健衛生費国庫負担金に1,084 万9,000 円を追加するもので、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございます。3 目災害復旧費国庫負担金、1 節公共土木施設災害復旧費国庫負担金に6,483 万2,000 円を追加し、2 節林道施設災害復旧費国庫負担金に2,359 万9,000 円を追加するもので、現年災の国庫負担金でございます。15 款2 項国庫補助金、1 目1 節、総務費国庫補助金に1,248 万円を追加するもので、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の決算見込みによるものでございます。2 目、民生費国庫補助金、3 節児童福祉費、国庫補助金に6,213 万円を追加するもので、うち子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金が5,950 万円でございます。3 目、衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費国庫補助金に1,959 万8,000 円を追加するもので、うち、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金が1,852 万1,000 円でございます。12 ページをお願いします。下段の16 款県支出金、2 項県補助金、4 目、農林水産業費県補助金、1 節農業費県補助金に4,800 万円を追加するもので、農業ため池ハザードマップ作成交付金でございます。13 ページ。9 目災害復旧費県補助金、1 節農林水産施設災害復旧費県補助金として、1 億3,571 万9,000 円を追加するもので、現年災分でございます。18 款1 項寄附金、1 目、1 節一般寄附金

として2,080万円を追加するもので、ふるさと南関応援寄附金及び災害支援寄附金でございます。19款、繰入金、1項基金繰入金、1目、1節財政調整基金繰入金は3,600万円を減額するもので、決算見込みによるものでございます。14ページをお願いします。21款諸収入、1項2目4節、雑入に1,269万3,000円を追加するもので、後期高齢者医療市町村療養給付費負担金返還金が主なものでございます。22款、町債につきましては、7ページの地方債の補正で説明しましたもので、1節農林水産施設災害復旧債が、1,710万円、2節公共土木施設災害復旧債が3,230万円でございます。

○議長（橋永芳政君）

ここで説明の途中ですが、10分間の休憩を行います。

-----○-----
休憩 午前11時01分
再開 午前11時11分
-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。説明の途中でしたので、これを続行します。総務課長。

○総務課長（古澤 平君） それでは、続行いたします。15ページからは歳出でございます。主なものについて説明をいたします。16ページ、2款、総務費、1項総務管理費、18目ふるさと寄附金費、7節報償費に返礼品として、800万円、12節、委託料に返礼品発送業務委託料として580万円、24節、積立金に基金積立金として741万9,000円を追加するものでございます。19目、庁舎等建設費、17節、備品購入費に町出身スポーツ活動活躍者用の展示、ケース購入費といたしまして694万1,000円を追加するものでございます。これは交付金対応の分でございます。17ページから18ページは、町長選挙と町議会議員一般選挙を同日選挙としたことによる、組替えでございます。全体で284万9,000円の減額となっております。20ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目、社会福祉総務費、19節、扶助費に、障害者総合支援給付費として1,089万1,000円、障害児通所支援給付費として、992万5,000円を追加するものでございます。21ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料に、新型コロナウイルス3回目接種委託料等、全体で2,714万7,000円を追加、それから接種に係る事務用品、備品購入費として、426万9,000円を追加するものでございます。22ページをお願いします。5款農林水産業費、1項農業費、4目、農地費、12節委託料に農業ため池ハザードマップ作成委託料として4,800万円を追加するものでございます。26ページをお願いします。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費、12節委託料に、測量設計委託料として799万1,000円、14節工事請負費に現年災の工事費として1億5,

241万6,000円を追加するものでございます。2目林業施設災害復旧費、12節、委託料の測量設計委託料を139万8,000円減額し、14節工事請負費に現年災の工事費として2,449万8,000円を追加するものでございます。10款災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費、12節委託料に災害復旧工事後の調査委託料として192万円を追加、それから14節、工事請負費に現年災の工事費として9,719万9,000円を追加するものでございます。飛びまして27ページをお願いいたします。11款、1項公債費、1目元金、22節償還金利子及び利子割引料を令和2年度猶予特例債欄入額確定により、地方債元金償還金を4,802万2,000円減額するものでございます。以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（田中龍城君） 第68号議案、令和3年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,390万3,000円とするものでございます。2ページをお願いいたします。歳入でございます。9款諸収入は、3項雑入に5,000円を追加して、664万4,000円とし、総額を864万8,000円とするものでございます。歳入合計は、補正前の14億6,389万8,000円に、補正額の5,000円を追加して、14億6,390万3,000円とするものでございます。3ページをお願いいたします。歳出でございます。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に13万1,000円を追加して、163万2,000円とするものでございます。10款予備費は、1項予備費を12万6,000円減額して、4,777万5,000円とするものでございます。歳出合計は、補正前の14億6,389万8,000円に補正額5,000円を追加し、14億6,390万3,000円とするものでございます。4ページと5ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。6ページをお願いいたします。歳入の内訳でございます。9款諸収入、3項雑入。6目退職被保険者診療報酬等返納金、1節返納金5,000円を追加するもので、過誤納による返納金でございます。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、22節償還金利子及び割引料に特定健診、保健指導負担金返還金として、13万1,000円を追加するものでございます。以上で御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。続きまして、第69号議案、令和3年度、南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,067万2,000円とするものでございます。2ページをお願いいたします。歳入でございます。3款国庫支出金は1項国庫負担金に20万円を追加して、2億4,077万2,000円とし、2項国庫補助

金に2万1,000円を追加して1億4,914万5,000円とし、総額を3億8,991万7,000円とするものでございます。4款支払基金交付金は、1項支払基金交付金に27万円を追加し、総額を3億6,696万5,000円とするものでございます。5款県支出金は、1項県負担金に12万5,000円を追加して、1億8,597万7,000円とし、3項県補助金に1万円を追加して、1,004万4,000円とし、総額を1億9,602万1,000円とするものでございます。7款繰入金は、1項一般会計繰入金に13万6,000円を追加して、2億976万2,000円とし、総額を2億1,976万2,000円とするものでございます。歳入合計は、補正前の14億2,991万円に、補正額の76万2,000円を追加して、14億3,067万2,000円とするものでございます。3ページをお願いします。歳出でございます。2款保険給付費は、2項介護予防サービス等諸費に100万円を追加して、3,088万2,000円とし、総額を13億1,307万6,000円とするものです。4款地域支援事業費は、4項居宅介護支援事業費に5万7,000円を追加して、1,271万7,000円とし、総額を7,182万5,000円とするものでございます。8款予備費は1項予備費を29万5,000円減額して、2,636万7,000円とするものでございます。歳出合計は、補正前の14億2,991万円に、補正額76万2,000円を追加し、14億3,067万2,000円とするものでございます。4ページと5ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括表でございます。6ページをお願いします。歳入の内訳でございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分に20万円を追加するもので、地域密着型介護予防サービス費に対する、国庫負担金でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金、6目1節地域支援事業交付金、(包括的支援事業・任意事業)に2万1,000円を追加するもので、地域支援事業費の時間外勤務手当に対する国庫補助金でございます。4款1項支払基金付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分に27万円を追加するもので、地域密着型介護予防サービス費に対する、介護給付費交付金でございます。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分に12万5,000円を追加するもので、地域密着型介護予防サービス費に対する、介護給付費県負担金でございます。同じく、県支出金、3項県補助金、3目1節、地域支援事業交付金、(包括的支援事業・任意事業)に1万円を追加するもので、地域支援事業費の時間外勤務手当に対する県補助金でございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目1節介護給付費繰入金に12万5,000円を追加するもので、地域密着型介護予防サービス費に対する、介護給付費一般会計繰入金でございます。同じく、1項一般会計繰入金、3目1節地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)に1万4,000円を追加するもので、地域支援事業費の時間外勤務手当に対する一般会計繰入金でございます。次に8ページをお願いします。歳出の内訳でございます。2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、7目、地域密着型介護予防サービス給付費、

18節、負担金、補助及び交付金に地域密着型介護予防サービス給付費として、100万円を追加するものがございます。4款地域支援事業費、4項1日居宅介護支援事業費、3節、職員手当等に時間外勤務手当として5万7,000円を追加するものがございます。以上で御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○建設課長（嶋永健一君） 第70号議案、令和3年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ69万3,000円を追加し、それぞれの総額を1億5,513万5,000円とするものがございます。2ページをお開きください。

歳入でございます。5款繰入金は1項一般会計繰入金に69万3,000円を追加し、4,177万9,000円とし、歳入総額1億5,513万5,000円とするものがございます。3ページは歳出でございます。

1款総務費は1項総務管理費に69万3,000円を追加し、5,650万3,000円とし、歳出総額を1億5,513万5,000円とするものがございます。4ページの5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。6ページをお開きください。歳入について御説明でございます。5款繰入金、1項1目一般会計繰入金に69万3,000円を追加し、一般繰入金総額を4,177万9,000円とするものがございます。7ページは歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に69万3,000円を追加し、5,650万3,000円とするものがございます。これは浄化槽等の修繕に係る費用でございます。以上で説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。続きまして、第71号議案、令和3年度南関町下水道事業補正予算（第3号）について御説明いたします。1ページをお開きください。総則第1条は、令和3年度南関町下水道事業の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものがございます。収益的収入及び支出、第2条は、令和3年度南関町下水道事業予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものがございます。まず収入でございます。

第1款下水道事業収益は、第2項営業外収益の既決予定額に26万8,000円を追加し、計の1億4,372万円とし、総額を1億7,851万1,000円とするものがございます。この営業外収益収入は、一般会計より繰り入れる補助金でございます。

次に支出でございます。第1款下水道事業費は、第1項営業費用の既決予定額から、85万円を減額し、計2億2,589万3,000円とし、総額を2億3千586万円とするものがございます。これにつきましては、管渠の修繕費と燃料費を増額し、法定福利費引当金の見込額を合わせて減額するものがございます。2ページをお願いします。議会の議決を経なければ利用することが出来ない経費、第3条予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものがございます。職員給与費は、既決予定価格から88万9,000円を減額し、754万4,000円とするものがございます。

これは法定福利費引当金等の額を見込額として、不用額として減額するものでございます。他会計から補助金、第4条予算第9条中の5,025万7,000円を、5,052万5,000円に改めるものでございます。

これは下水道事業収益の営業外収益に一般会計より繰り入れる補助金を26万8,000円増額するものでございます。3ページ以降は南関町下水道事業補正予算実施計画の収益的収入及び支出の内訳でございます。以上で説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第72号議案、工事請負契約の締結について、提案理由及び、議案の説明をいたします。提案理由につきましては、町道久重・長山線（その4）道路災害復旧工事の工事請負契約を締結するにあたり、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。議案の内容につきましては、1 工事名、町道久重・長山線（その4）道路災害復旧工事、工事場所、南関町大字久重地内。工期議会の議決を得た日の翌日から令和4年3月31日まで。入札の方法、指名競争入札。契約金額5,071万円。契約の相手、熊本県玉名郡南関町大字細中1,902番地1。株式会社良田建設代表取締役、良田政彦でございます。指名業者数は7社で、予定価格は5,175万600円、落札率が97.98%でございます。令和3年11月24日に仮契約を締結しております。以上で提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。続きまして、第73号議案、工事請負契約の変更について、提案理由及び議案の説明をいたします。今回御提案いたします工事請負契約の変更につきましては、令和3年6月定例議会において議決をいただいた受地－1地区防災がけ崩れ対策工事の契約金額6,622万円を、5,361万3,837円に変更するものでございます。議会の議決を得た契約につきましては、内容の変更の場合も、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。以上で説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 第74号議案から第84号議案まで、一括して御提案を申し上げます。南関町農業委員会の委員の任命についてであり、同意を求めることについて、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。提案理由でございますが、南関町農業委員会の委員の任期が令和4年3月31日で任期満了となり、新たに委員を任命する必要があります。そのため、次の者を任命したいので、議会の同意を求めるもので

ございます。なお、南関町農業委員会の委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める必要がございます。また、委員の任期は3年でございます。それでは、提案させていただきます。第74号議案、南関町大字関下、大里義明氏、昭和41年9月29日生まれでございます。大里氏は、南関地区代表区長からの御推薦でございます。次に、第75号議案、南関町大字久重、井上繁孝氏、昭和22年2月4日生まれでございます。井上氏は久重南区長からの推薦でございます。次に、第76号議案、南関町大字豊永、山口勲氏、昭和18年1月1日生まれでございます。山口氏は、東豊永区長からの御推薦でございます。次に、77号議案、南関町大字相谷、福山正英氏、昭和42年8月30日生まれでございます。福山氏は、大原地区代表区長からの御推薦でございます。次に、第78号議案、南関町大字豊永、平山竜代氏、昭和39年7月9日生まれでございます。

平山氏は東豊永区長からの御推薦でございます。次に、第79号議案、南関町大字下坂下、打越辰美氏、昭和30年11月9日生まれでございます。打越氏は米田区長からの御推薦でございます。次に第80号議案、南関町大字四ツ原、原口隆治氏、昭和35年1月1日生まれでございます。原口氏は柿原区長からの御推薦でございます。第81号議案、南関町大字長山猿渡徳幸氏、昭和29年10月28日生まれでございます。猿渡氏は、宮尾西区長からの御推薦でございます。次に、第82号議案、南関町大字上長田、末竹信雄氏、昭和32年9月20日生まれでございます。末竹氏は上長田西区長からの御推薦でございます。次に第83号議案、南関町大字豊永城戸英次氏、昭和43年12月1日生まれでございます。城戸氏は、西豊永区長からの御推薦でございます。最後に、第84号議案、南関町大字関東、片山弘美氏、昭和33年9月9日生まれでございます。片山氏は福山区長からの御推薦でございます。

以上でございます。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 議会運営委員長。

○9番議員（鶴地 仁君） 委員会提出議案第2号についての説明をいたします。改正とそれから提案理由ですが、条例を改正し、適正なものにするためです。次のページをお願いします。南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例です。南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例。（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正するものです。第4条第2項ただし書中、「一般職の職員の給与に関する条例」を、「南関町一般職の職員の給与に関する条例」に「第14条第4項」を「第14条5項」に「同条同項」を「同項」に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 以上で、提案理由の説明を終了します。暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分



○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会場を開きます。次の一般質問に備えて、退室させました職員を入室させていますので報告します。日程第31、一般質問を行います。発言の通告があつていますので、順次発言を許します。5番議員の質問を許します。5番議員。

○5番議員（杉村博明君） おはようございます。この度は、大変南関町におきまして鳥インフルエンザが発生し、県の職員の方また町の職員の方には、迅速な対応をしていただき本当に頭が下がる思いです。大変お疲れさまでした。早速ですけど、私のほうからですね、企業誘致についてということで質問をいたします。南関町の企業誘致が進んでいないように思うが、佐藤町長になり、2期の間新規の企業進出は何件あったかを尋ねる。また、増設された企業は何件あったかをお尋ねいたします。今後の企業誘致計画予定はあるのかをお聞きします。また県企業立地課へは担当課より情報収集など、月1回程度は訪問に行かれていますのかをお尋ねいたします。企業誘致が進んでいない問題点は何だと思ふか町長の見解をお聞きします。この企業誘致に関して、町長の任期2年間でですね、新規の企業がどれだけあったのかをですね、的確に把握したいと私は思っております。また町民の方もどれだけのですね、企業進出があったのかを知りたいと思われてると思ひます。また増設につきましては、この既存の企業の増設がどれだけあったのか、またどれだけの従業員数がまたこれに対して増えてきたのかなどですね。それとまた県企業立地課へですね、今まで誘致に関しては、町と県のパイプをですね絶やさず行われているかと思ひますけど、月1回程度企業立地課へ出向きですね情報の収集、そういったのをですね、どれだけされているのか、月1回程度行かれていますのか、また、町長はトップセールスということでですね、積極的に取り組まれておつたと思ふんですけど、そういった状況をですね、知りたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○議長（橋永芳政君） 5番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 5番、杉村博明議員の企業誘致についての質問にお答えいたします。

「南関町の企業誘致が進んでないように思うが、佐藤町長になり2期の間新規の企業進出は何件あったかを尋ねる。また、増設された企業は何件あったか尋ねる、今後の企業誘致計画予定はあるのかを聞く。県企業立地課へは担当課より情報収集などは月1回程度は訪問に行っているのかを尋ねる。企業誘致が進んでない問題点は何だと思ふか町長の見解を聞く。」との御質問にお答えします。私が町長に就任し、来年4月で2期8年を迎えようとしておりますが、これまでの企業誘致活動の動きとしましては、南関町工場等設置奨励条例に基づき、適用工場の指定を受け新設された企業が3件、増設された企業が9件ございます。適用工場の指定要件としましては、本町における企業の発展に資するため、工場等を新設し、または増設する者に対し3年間の固

定資産税の課税免除等を行い、本町産業の振興を図ることを目的としております。指定業種としましては製造業で、約8年間の新設、増設を含めた設備投資額の総額が162億5,510万円となっております。適用工場として指定した企業以外での新設としましては2件、増設が1件ございました。その他、昨年度末で廃止しました大規模太陽光発電設備設置促進条例に基づき、3年間の固定資産税額の減額を行った事業者の新設が5件で、設備投資額が41億3,429万3,000円でありました。また、毎年町内立地企業に対し企業アンケートを行っていますが、令和3年4月1日現在で9事業所が工場増設の計画があると回答されており、13事業所が工場増設を検討中とされております。その他にも、いまだ未確定なため公表は出来ませんが、個別での企業の新設・増設等の相談を受けている案件もございまして、決して企業誘致が進んでいないとの認識は持っておりませんし、町税収入額も着実に伸びており、県北地域では一番実績がある自治体であると思っております。いつも私が考えていることとしましては、私のトップセールスも含めた企業に寄り添いタイミングを逃さない企業誘致活動を信条とし、町としてできる限りの支援をさせていただき所存であります。その一つが県との連携であり、コロナ禍の中、直接県へ出向くことは厳しい状況でございましたが、担当課職員へは県との情報交換は密に行うよう指示しておりますし、必要があればこれまでも私が直接県へ出向くなど、現在も綿密な情報交換は継続しているところであります。以上お答えいたしました。杉村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。また、追加質問に対する答弁は、後日、文書によりお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 5番議員の一般質問は終了しました。続いて、11番議員の質問を許します。11番議員。

○11番議員（境田敏高君） おはようございます。11番議員の境田です。今回は、17期定例議会におきまして、最後の質問になります。そこで昨年、今年とですね、コロナ禍により一般質問も時間短縮でしたので一歩踏み込んだ質問を行うことにしておりますが、今日3日我が町で毒性が強い鳥インフルエンザが発生しました。町職員の方もですね、対応に追われ大変御苦労されています。本当にお疲れさまです。防疫措置は終わったとのことですが、今月末までは、いろいろと作業も続くと思いますが、無理をしないようにしてください。そのような中ですので、今回は質問のみで行います。それでは早速質問に移ります。今回の一般質問は、先に通告しておりました3点について質問します。まず1点目の17期議会一般質問の検討事項についてです。昨年の9月の一般質問でも言いましたが、一般質問は住民の声を施策に生かし、行政の進展、地域の振興発展の実現をするための質問です。17期議員の一般質問については、今年の9月議会までに合計152の質問事項が行われ多くの住民の声を届けています。議会と危機感を持ち、住民のための議員活動を行い住民に開かれた議会、住民の声を行政に反映する努力を貫ける議会にするためにも、各議員は今も奮闘しており

ます。住民のための行政のチェック・提案など、152項目の一般質問に対して、執行部が検討しますという趣旨の答弁に対して、17期議員全員に対し、その対応・進捗状況を、昨年10月と今年11月全協で説明を受けました。開かれた議会見える議会となり、執行部の取組も住民の方々から大いに評価されております。住民の声、行政のチェックに関しても、町長は議会を軽視することなく対応していただきました。152の質問10項目に対して回答もいただきましたが、全協で検討事項の説明、判別は62項目でしたが、まだ幾つもの検討課題があるはずで、住民の声に答えるのが行政です。そこで、全協で説明されていないものを含めての検討課題の対応と対策を尋ねます。次に、2点目の空き家対策の推進についての質問です。空き家問題の底流には、少子高齢化と人口減少による地域の過疎化が存在しております。今、国はコンパクトシティを推進しております。しかし、集落が多い町村では、全て1か所に集約するのは難しいものがあります。ある程度集約した地域と集落を線で結びつける地域の再整備が必要です。そうすることによって、各地域住民が活性化をもたらせば町は繁栄していきます。当然その中には、空き家の対策も取り組まねばなりません。地域の再生に取り組むには、空き家問題は個人の問題としてじゃなく、まちづくりという、広い観点から考えていかねばなりません。そこで空き家対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月26日に施行され、空き家等対策計画を立てていれば、国の支援が受けられます。我が町はこの計画は、平成30年9月時点では策定されませんとの答弁でしたが、現在はどのようになっているのか。また、地域に悪影響が大きい空き家を特定空き家等とされており、空き家等に指定されると、町は指導、勧告、命令、強制代執行の権限があります。自治体による対策が義務化されたことで、地域の空き家対策は、大きく前進していると言われてますが、我が町の現状はどのようになっているのか。そこで特定空き家等の現状と対策を尋ねます。最後の3点目の複雑化する子どもの課題についての質問に移ります。小中高特別支援学校の令和2年度のいじめの認知ケースは、51万7,163件で、前年度より15.6%減少しております。これは、コロナ禍による学校に行く日数が減ったためです。しかし、2019年まで右肩上がり過去最多を更新しております。また、いじめの重大事態の件数も増加していることは憂慮すべき事態です。特に、小学生の増加が著しくなっております。昨年の小中高の不登校生徒数は19万6,127人で、7年連続増加しております。また厚生省の報告では、令和2年小中高の自殺した生徒は479名で、児童生徒の自殺が後を絶ちません。特に、コロナ禍で昨年より140人増えております。極めて憂慮すべき状況です。先月、愛知県弥富市の中学校で同級生に刺され死亡されました。学校内で児童や生徒が、同級生に殺傷される事件が後を絶ちません。いかにして子どもたちを守るかの問題はずきません。しかし、子どもたちの命と未来を守るために取り組んでいかねばなりません。そこで、我が町のいじめ、不登校などの現状と対策を尋ねます。

○議長（橋永芳政君） ここで一般質問の途中ですが、昼食のため休憩をとります。

-----○-----
休憩 午前 11時59分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問の途中でしたので、これを続行します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 11番、境田敏高議員の「17期議会一般質問の検討事項について」の「全協で説明されていない検討課題も含めての対応と対策を尋ねる。」との質問にお答えいたします。令和2年第3回9月の定例会の一般質問の答弁でお答えいたしましたとおり、議会後、担当部署において、内容について様々な観点から検討し、協議を行い、短期間で対応できるものはすぐに対応を行い、対応に時間がかかるものについては、長期的な計画を作成し、対応出来ないものについては代替策がないかなどの検討も行っております。現在までに2回、全協での進捗状況の説明をさせていただいておりますが、案件として漏れているものがありましたら、検討事項として再度検討させていただきたいと思っておりますので御提案いただければと思います。また、議会での検討事項につきましては、取りまとめを議会事務局で行いますので、議会終了後、議事録を作成した時点で議会事務局より全協で確認いただき、漏れないかなどの確認が出来たところで、議会事務局より総務課長に一覧表を送付し、私と協議の上、関係課と協議を行い、直近の全協で関係課長より説明を行うよう徹底したいと考えております。次に、「空き家等対策の推進について」の「特定空き家等の現状と対策を尋ねる。」との質問にお答えいたします。現在、居住者のいない空き家等につきましては、364件、そのうち破損等により居住出来ないものが99件ございます。また、平成28年度以降に近隣住民から管理に関する相談があったものが28件あり、基本的には、所有者または相続人等の管理責任者に対応をお願いしております。ただ、連絡がつかない者や、連絡がついても対応していただけないものがあるというのが現状で、中には、所有者不明や管理者が経済的な事情で対応出来ないというものもあり、大変苦慮しているところであります。そうした空き家のうち、特に周囲に悪影響を及ぼす特定空き家等につきましては、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、行政代執行による建築物の除去や樹木の伐採を行うことが出来ます。但し、これを行うには、町の空き家等対策計画を策定し、除去等に係る国庫補助金の財源確保を行い、有識者を入れた空き家等対策協議会を設置し、案件ごとにその必要性を協議する体制の整備が必要であります。今後更に空き家等の増加が予想され、その対策が必要になると考えられますので、令和4年度以降、計画の策定並びに体制の整備を行うことが必要であると思っております。次の、「複雑化する子どもの課題について」の「いじめ・不登校などの現状と対策を尋ねる。」につきましては、教育長がお答えいたします。以上

お答えいたしまして、境田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。また、追加質問に対する答弁は、後日、文書によりお答えさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 11番、境田敏高議員の「複雑化する子どもの課題について いじめ・不登校などの現状と対策を尋ねる。」の御質問にお答えします。まず、今回の御質問に関連しまして、本年3月議会で杉村議員から「小・中学校におけるいじめ等の問題について」、6月議会では境田議員から「コロナ禍について、子どもを巡る問題も深刻化、複雑化している現状と対策を尋ねる。」質問に対して、いじめ・不登校について、町内小・中学校の現状及び対策等について答弁したところでございます。そして、10月には県の教育委員会から「令和2年度の児童生徒のいじめ・不登校等に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について」の通知が出され、全国及び本県の状況が示されたところでございます。この調査での南関町のいじめの認知件数は、全国や県と同様、小学校5件、前年度6件、中学校0、前年度10件でした。本年度は、今のところ学校が認知したいじめはありませんが、現在、心のアンケートを通して、新たないじめの把握等に努めているところでございます。関連した問題として、タブレット端末を使った事案がありましたが、大事には至りませんでした。不登校については、全国・県ともに8年連続で増加しており、町の不登校児童生徒は小学生2人、中学生9人でした。本年度は、10月末現在で、小学生1人、中学生13人と、更に増えている厳しい現状にあります。次に、いじめ・不登校対策について、まず、いじめ・不登校の未然防止の取組として、人権教育や命を大切に教育などの基盤となる取組のほか、生徒指導では、一つ、子ども同士の間関係づくり、二つ目に、子どもと教師の信頼関係づくり、三つ目に、教職員の一致団結した取組、四つ目に、学校と保護者・地域と連携・協働の4観点からなる子どもの居場所づくりを推進しているところでございます。その中で、いじめについては、把握出来てないいじめがある可能性も考慮し、いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの危機意識のもとで対応をお願いしています。実際の対応では、いじめの早期発見がポイントになることから、小規模校の利点を生かし、きめ細かな状況把握、具体的には日常的な観察、定期・不定期の調査、計画的・随時の教育相談、本人や友達、家族からの訴えなど、そのような情報収集に努めるようお願いしているところでございます。不登校対策については、6月議会で答弁しましたように、本年度から中学校に教育支援センター（適応指導教室）を開設して、対応の強化を図っています。最初の段階では、対象生徒と関係教職員との人間関係づくりの構築から始まり、その名称については「陽だまりルーム」として、その周知や入級への誘いなどの工夫をされ、夏休み明けから実働に入っているところでございます。現在6人の生徒が入級して、それぞれに決めた登校日や登校時間に、個に応じた学習に取り組んでいます。また、すぐそばに

復帰できる在籍学級あることを利点として、在籍学級の生徒との交流等にも工夫されているところがございます。以上、お答えいたしまして、私の答弁とさせていただきます。なお、再質問等につきましては、後日、文書でお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 11番議員の一般質問は終了しました。続いて、7番議員の質問を許します。7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 7番議員の立山です。今回農業問題について、再々ぐらいの質問でございますけど、行いたいと思います。熊本県においてはですね、農業生産額は全国でもトップクラスであります。また、南関町においてもですね、町長、歴代町長なり、現在の佐藤町長も言われましたとおり、南関町の基幹産業は農業ですということを常々言うておられます。そこで、現在はコロナ禍においてですね、非常に農家の方たちはですね非常に苦しい思いをしております。生産資材の高騰、また販売単価の低迷ですね、次の年の生産意欲がですね非常になくなってきております。例えば生産資材の中でも、もう来年度はつきり価格が上がるというのは、わかっております。例えば肥料なんかはもう2割上がることは間違いないです。国産尿素なんかはもう全然ないというような状況です。また、皆さんも御存じだと思いますけど、油がほとんど倍以上に上がっておりますし、施設園芸をするところに関しましては、A重油はですね、やはり何キロちゅうよりも随分多い今から先炊くわけですね。それに、もう、倍以上の値段が出てくるような状態でですね農家手取りがですね、年々減ってきております。特に米なんかに関しまして、今年は1万2,000円、1俵あたりですね、1万2,000円を切るような状況でですね、なかなかもう次の年、作るというような意欲がなくなっているような状態でございます。米を作ってもですねほとんどもう残らない、肥料農薬上がる油は上がるというような状況でですね。特に、今、それに加えてですね、イノシシの害が出てきて稲を荒らすとかですね、そういうような状況がずっと続いておりますので、なかなかですね、生産意欲がわからないような状況でございます。これに対して、何か町のほうでですね、町なり、またJAですね、その共同で何か対策など町として考えておられるか、今年はですねウシカの対策ということで農家台帳面積の一反当たり、2,000円の農薬の補助ということを計画されておりますが、これはどうも継続性がないような感じがします。これが継続していただければですね、少しは農家の足しになるかと思っておりますけど、コロナ禍が続いていけば、出荷先ですね、それについてもですね、外食産業なんか非常に今野菜とか米とかですね、非常に少なくなっております。それで、だぶついて価格が下がったというような状況もあります。やはり南関町は基幹産業は農業という限りはですね、どうにかですね、農家をどうにか維持させるような方策を取っていただきたいと思っております。またこのような状況がですね長く続けば、今町が進めている基盤整備ですね、確か10何か所20ヶ所近くの補助整備の計画が要望があって、面積的には100ヘクタール以上やっ

たですかね、それくらいあったと思います。幸いにも、私たちの地域はですね、順調に進んでおまして、今月からもう基盤整備に入っております。しかし、よその地区はどうなってるような状況かですね、今んところはまだはっきりわかりませんし、順調にこれが進んでいけばいいわけですけど、何しろ基盤整備が進んでいかないと農家さん、農地の荒れとかですね、それも、防げなくなりますし、何しろ基盤整備をですね、進めていけば農地の荒れとか、また担い手の育成ですね、これも出てくるんじゃないかと思います。何しろ今、高齢化が進んでですね、65歳以上はもう40%以上になっておりますので、この基盤整備を進めておられるところにもですね、どうにか担い手の育成をですね、町としては対策をとっていただきたいし、またよその地区からでもですね、そこに南関町以外からでもですよ、農家をやりたいというような人をですねどっからでもいいけん、連れてきてでも進めていただきたいと思います。やはり先祖代々、農家の方たちはですね、先祖代々守ってきた土地をですねやっぱり手放したいとか、そういうのは非常にこうやっぱ抵抗がありますので、どうにかですね、農地を守るためにも、そのような施策を町としては考えて、やっぱ国県にでも要望してでもですね進めていただきたいと思います。それと、今農家ですね、やはり機械なんかですね、やはり機械化貧乏っっちゃうことですね、非常に農家さん今個人個人で機械を持っております。町としては高度化事業ということで補助金を出しておりますけど、満額でマックス40万ですかね。でも今の機械はほとんどがもう四、五百万するので、よその町なんか等も比較しても、南関町の高度化事業に対しての補助っっちゃうとはちょっと低いように感じられます。よその地区の補助とかですねそういうところがわかればですね、調べていただきたいし、また今から先進めていく基盤整備とかですね、そういうところで集落営農なり農業法人などが出来てきたらですね、やはり共同化を進めるのも一つの方法じゃないかと思います。やはり町なりJAなりがですね、音頭を取って進めていかないと、なかなかこの共同化も厳しいような状況でございまして、その辺も是非ですね、町としても進めていただきたいし、そうすればですね、担い手も増えてくると思います。やはり南関町はですね、米のうまい産地野菜のうまい産地として通っておりますので、是非それを続けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上質問を終わります。

○議長（橋永芳政君） 7番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 7番、立山秀喜議員の「農業問題について」の質問にお答えいたします。「コロナ禍において、生産資材等の高騰や販売価格の低迷において、今後の農業経営にかなりの影響を及ぼすと思うが、何か対策は検討しているか、町長の考えを問う。またこのような状況が長く続くと町が進めている基盤整備の遅れや農業を離脱するものが出てくると思うが、対策は考えているか。」との質問にお答えします。新型コロナウイルス感染症については、昨年当初より国内全体に蔓延し、熊本県においても2月下旬頃から感染者の確認がほぼ毎日のように報道されました。今年に入って

も学校関係の休校も相次ぎ、学校給食の停止、不要不急の外出自粛、事業者への休業要請等、日常生活や事業活動等にも大きな影響を及ぼしているものと思います。このような厳しい需給環境が続く中、農業関連においても、生産資材や燃料の高騰、販売価格の下落など、議員の御質問のとおり、農業者の皆様も非常に厳しい状況に置かれているものと考えております。国や県では、需要の回復並びに自粛解除に伴う農産物の売上げ増加等を図るため、様々な対策が講じられているところであり、本町においても、国・県の対策を推進しながら、新型コロナウイルス感染症の影響下での農林業の振興を図るため、農業者を対象とした農業高度化推進事業・水稲防除補助事業・農林業者免許取得支援事業など、町独自の支援に取り組んできたところであります。しかし、これで十分だとは考えておりませんので、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金事業等を活用したさらなる支援対策を実施していきたいと思っております。是非、議員からも有効となる事業の提案等をお願いしたいと思っております。次に、町が推進している基盤整備事業ですが、本年度は上長田地区において、令和7年度の事業完了に向け県営農地整備事業による区画整理の工事に着手されたところであります。今後は、他地区の早急な事業実施に向け地元関係者の方々と密に協議を行い、国・県への要望を行っていきたくと考えております。また、農業経営者の問題に関しましては、中山間地域農業の課題でもある担い手不足や高齢化による農業離脱等が考えられますが、今後も農地の基盤整備を推進し、農業の効率化を目指し、基盤整備と一体となった担い手への農地集積を行いながら、生産性の向上等が見込める魅力ある整備を早急に実施していく計画としております。また、議員から御提案ありました他市町の様々な事業状況等についても、これからしっかりと調査してまいりたいと考えております。以上、お答えいたしました。立山秀喜議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。また、追加質問に対する答弁は、後日、文書によりお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 以上で、7番議員の一般質問は終了しました。これで本日の日程は全て終了しました。明日7日は、午前10時に本会議場に御参集ください。これにて散会します。起立。礼。御苦勞様でした。

-----○-----
散会 午後1時22分